

改正

平成27年9月25日規則第22号

信濃町企業等誘致条例施行規則

信濃町工場等誘致条例施行規則(昭和60年信濃町規則第10号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、信濃町企業等誘致条例（昭和60年信濃町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報通信事業)

**第2条** 条例第2条第1号に規定する情報通信事業とは、情報通信技術を活用した事業であって、次の各号に定める事業をいう。

- (1) インターネットを活用したデジタルコンテンツ（デザイン業務を含む。）の制作
- (2) システム開発
- (3) プログラミング関連事業
- (4) コンピュータグラフィックス及びゲームソフトの制作
- (5) インターネットビジネス
- (6) コワーキングスペース又はサテライトオフィスの開設

(情報通信事業における助成の対象経費)

**第3条** 情報通信事業における助成の対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第3条第1項第2号アの規定による助成 新たに開設する情報通信事業所の建物の改修及び関連する駐車場等の整備に要する費用。ただし、事業所と従業員等の生活の用に供する住宅及び駐車場が混在する場合は、その費用を合理的な方法により分割して得た費用とし、生活の用に要した部分の費用は、対象外経費とする。
- (2) 条例第3条第1項第2号イの規定による助成 新たに開設する事業所に必要となる事務用OA機器、事務机、椅子及び収納用品の取得費
- (3) 条例第3条第1項第2号ウの規定による助成 新たに開設する情報通信事業所の建物及び関連する駐車場の賃借料。ただし、事業所と従業員等の生活の用に供する住宅及び駐車場が混在する場合は、その費用を合理的な方法により分割して得た費用とし、生活の用

に供する部分の費用は、対象外経費とする。

- (4) 条例第3条第1項第2号エの規定による助成 新たに開設する情報通信事業所において、事業者が支払う通信回線使用料であって、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ及びドメインの使用料並びにインターネットの接続に要する費用その他通信回線を利用して事業を行うために必要な一連の経費

(指定の申請)

**第4条** 条例第5条第2項の規定による申請は、当該対象施設の設置に係る工事の着手又は譲渡の契約の締結をしようとする日前までに、信濃町誘致企業等指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号及び様式第3号）

(2) 敷地及び建物の平面図

(3) 法人にあつては次に掲げる書類

ア 登記事項証明書又は登記簿謄本

イ 定款

ウ 新設計画又は増設計画に関する役員会等の議事録の写し

エ 最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他業務、財務及び損益の状況を知ることができる書類

オ 町税等の納税を証明する書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(指定の決定)

**第5条** 町長は、条例第5条第1項の指定をしたときは、信濃町誘致企業等指定（変更）決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(変更の申請等)

**第6条** 前条の指定を受けた者（以下「事業者」という。）は、第4条第2項に規定する書類について変更があったときは、遅滞なく、信濃町誘致企業等指定変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、変更の申請について準用する。

3 前条の規定は、変更の決定について準用する。

(変更の申請ができる期限)

**第7条** 前条の規定による申請は、第9条第1項の規定による1年次目の助成金の交付の申請の日前までに町長に申請しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

**第8条** 事業者は、当該対象施設の事業を廃止し、又は休止したときは、信濃町誘致企業等事業廃止(休止)届出書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付の申請)

**第9条** 事業者が助成金の交付を受けようとするときは、信濃町誘致企業等助成金交付申請書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。この場合、条例第3条第1項第1号ア並びに同項第2号ウ及びエの規定による助成においては、年度ごとに申請するものとする。

- (1) 土地、家屋及び償却資産の取得日及び取得金額若しくは建物改修費及び事務機器の取得費が分かる書類又は契約書の写し
- (2) 固定資産税納税証明書(工場等の新設又は増設の場合であつて、条例第3条第1項第1号アの規定による助成に限る。)
- (3) 第3条第3号の賃借料が分かる書類又は契約書
- (4) 第3条第4号に規定する使用料が分かる書類又は契約書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する書類は、2年次目以降の申請において省略することができる。

3 第1項の規定により提出された申請書は、額の確定のための実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定)

**第10条** 町長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、信濃町誘致企業等助成金交付決定兼額確定通知書(様式第8号)を交付するものとする。この場合において、前条第2項の規定による額の確定を兼ねるものとする。

(助成金の交付の請求)

**第11条** 前条の規定による額の確定を受けた事業者は、信濃町誘致企業等助成金交付請求書(様式第9号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(事業の承継)

**第12条** 事業者としての地位は、合併、譲渡、相続その他特別な事由がある場合に限り承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする企業は、あらかじめ承継承認申請書(様式第10号)を町長に提出して承認を受けなければならない。

(助成金の返還等)

**第13条** 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合に、事業者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、災害等(当該事業者の責めに帰することができない事由による場合に限る。)の理由による場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定により1回目の助成金の交付決定を行った日(以下「初回交付決定日」という。)から5年(情報通信事業所の開設にあつては、3年)以内に、事業の全てを休止又は廃止した場合

(2) 次条に規定する期間内に、対象設備(事業者が取得したものに限り。以下同じ。)の全部又は一部を処分した場合

2 前項による助成金の返還金額は次のとおりとする。

(1) 初回交付決定日から3年以内に事業の休止又は廃止若しくは対象設備の全部又は一部を処分した場合 助成金交付済額

(2) 初回交付決定日から3年超5年以内に事業の休止又は廃止若しくは対象設備の全部又は一部を処分した場合 助成金交付済額に100分の50を乗じて得た額

(取得財産の処分期限)

**第14条** 取得財産の処分期限は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める期間とする。

(委任)

**第15条** この規則の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度指定事業から適用する。

**附 則**(平成27年9月25日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

**様式第1号**(第4条関係)

**様式第2号**(第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条関係)